

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づきまして、市政事務に対する一般質問を開始いたします。

一般質問は、9名の議員から30項目についての通告がなされております。

質問の方法、時間につきましては、議会運営委員長の報告のとおりでございます。

議事の進行につきましては、特に御協力をお願いいたします。

また、執行部の答弁につきましても、簡潔でかつ的確な答弁をお願いいたします。

それでは、最初に14番宮本議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

14番 宮本議員

宮本議員／おはようございます。

14番、宮本栄八の一般質問をさせていただきます。

今回は少し抑えたつもりでやっております。

題目については以前も質問した内容をまたもう一度確認というんですか、その後を調べるといって質問させていただきたいと思います。

第1番目のアセットマネジメントのスケジュールについてです。

以前、前市長のときに、文化会館と白岩体育館について耐震性がないとか、稼働率が少ないという事で、廃止なり、建てかえという事で、文化体育館の統合場所の発表をするという事で市民のほうも期待していたんですけども、その後、アセットマネジメントにかけるという事になりました。

文化体育館のほうはアセットマネジメントにかかったんですけども、庁舎とこども図書館のほうはかからずに建設されたという事です。

そうなれば、文化体育館という事を早くするためにアセットマネジメントをつくらんといかんと、そして、という事で2年ということだったんですけども、2年で出たのは、30%を40年で減らすという総合管理計画でした。

総合管理計画が2年という事で、次の個別計画はまた2年っていう事になりました。

また4年もなるとちゅうような格好になっているんですけども、もうその2年も半年以上たっていると思いますけども、市民の方から見たら、私から見てもですけども、どういうふうに集約がされていって、どこで市民が意見を出して、それが実施がどうなるのか、全く今の時点ではまだわからない状態です。

まだこれ延びると、またこれ2年が過ぎて、またそれから話し合いで3年、4年とかなる可能性もちょっと危惧しますので、ここで、個別施設管理計画のスケジュールについてお尋ねしたいと思います。

議長／水町総務部長

水町総務部長／おはようございます。

アセットマネジメントの個別計画の策定スケジュールでございますけれども、平成31年度末を目標に個別計画の策定を行うことにしております。

現在、各施設の施設別評価を実施しております最中でございます。これを取りまとめて、必要に応じて、各関係団体との協議も踏まえ具体的な内容を調整してまいりますけれども、その時期等につきましては逐次、お示しをしてみたいと思います。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／答えとしてはですね、余り変わらない、最後だけを言っている。

その途中はまだ不明ですよ。

大体、まず集約がここで、市民の意見を何月ごろ入れて、そして、財政計画を何月ごろ立て、そして着工する。着工する順番がついている。

順番ついててこういうふうになりますという、こういうのをやはり示してもらわないと、単に何か時間稼ぎのような感じに捉えられてしまうんじゃないかなというふうに思います。

そこをもう一度よろしく。

何ですかね、もっと部長が入って、細かく調整をしていただきたいと思います。

続けて、その中で一応、体育館のほうは副市長案件ということでプロジェクトをするということで、ただ、まず一つ、前回もちよつと触れましたけれども、複合施設じゃなくても、複合場所ということはあると思うんですよ、その駐車場の関係でですね。

だから、文化会館と一緒に、体育館じゃなくて文化会館と一緒に、どっちにするかは別として、一緒にするかは別として、一緒に考えないとスペースの問題が出てくると思うんですけども。

その辺についての文化会館も含めて考えるべきじゃないかちゅうことについてのお考えを副市長にお聞きします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／文化会館につきましては、施設の現状、あるいは周辺施設との関係等を再度整理しながら、アセットマネジメントの個別計画の中で検討してまいります。

現段階では特別な組織等を設置する予定はございません。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／でも一緒に考えてないと、文化会館、体育館をつくるでしょ。

このスペースを決めるじゃないですか。

いやいや、文化会館も一緒に駐車場を複合的に使ったほうがいってなったときに困るんじゃないですか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／先ほど申し上げましたとおり、周辺施設との関連性も含めて検討してまいります。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／周辺施設との関連も考えてつちゆうことは、複合的なことも考えるっていう意味なのですかね。

ちょっとわからないですけども。

私は一緒に考えとかないと、両方大きく、どンドンってつくるわけにはいかないし、統合すればまた計算が変わってくると思うわけですよ。

だから、計算が変わるようなことはやっぱり事前に想定に入れておかんといかんのじゃないかなというふうに思います。

次には、まずは体育館のほうです。

早期ということだから2年よりも手前に結論が出ると思うわけですよ。

その結論はいつ出るんでしょうか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／体育施設につきましては、副市長を座長といたしまして、体育施設の検討委員会を設置して、現在も検討を継続しているところでございます。

できるだけ早期に結論を出せるように努めて、現在、鋭意協議を進めているところでございます。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／私からすれば、ほとんど何か前と変わってないような感じですよ。

それで、もうちょっと、そしたら、今の副市長プロジェクトっていうか、その集約状況をもう少しどこまで煮詰まっているのか教えていただきたいと思います。

議長／水町総務部長

水町総務部長／現在、施設の現状の分析、それから、法的な位置づけ等、検討は済ませたところでございますが、財源等についていろいろな課題を分析、協議、検討中でございます。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／財政的の。

ただ、一応、特例債の残りを使う気でおられるんですか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／具体的には、現在、検討中でございます。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／何で表に出されないのかなと思うわけですよ。

結局もう、お金も特例債の残りを10億程度ですかね。

それと、公共施設整備基金ですかね。

その辺しかないから、ある程度結論は出るんじゃないかというふうに思うんですけども。

やるんだったら、耐震のこともあって、文化会館も今、耐震の最終な避難場所から取り消されていますよね。

だから、やっぱりそういうのも早くしてもらわないといけないと思いますのでよろしく願いします。

次に、私はですね、その体育館もあるんですけど、最近グラウンドがどこも整備されているから、グラウンドまで早く行ってほしいなというふうに思うんですけどね。

まあ、そういうことで。

次は公共料金等の値下げです。

固定資産税についてですけども、武雄市は50年ぐらい前ですかね、旧武雄市ができるころに、

都市計画税の変形として1.55という固定資産税がなっていたと思います。

そして、山内町、北方町は国の標準税率の1.4だったちゅうことで、別に問題なく市政は、市政っていうか、町政が行われていたと思います。

当初は不均一課税で税が違うということで、その後、樋渡市長のときに、ちょっと少し下げるっていうこともあって1.48にしてあります。

しかし、全国状況を見ると、昭和40年代には1000の自治体が超過課税をしておりましてけれども、ずっと改正されて、今は全国で160しか超過課税をしているところはないということになっておるわけなんですよね。

そこで、いつも、私自身は、伊万里市も6万ぐらいで1.4の国の標準税率でやっていけるわけだから、よそでやっていけるのを武雄がとらんとやっていけんかということもちょっと疑問に思うところもあるわけなんです。

そこで、1.4にしたら税が減るということもあろうかと思いますがけれども、以前は東部を開発したら8000万ぐらい入ってくるから、それでいろんな福祉事業ができるとかいう話もあってたですけどね。

私はそういうことはできないと思いますけども、そういう話はありません。

そして、今回、税の平等性を保つために全棟調査を行います。

1億円くらいかけるんですけども、かけれないって、いや、税で取り戻しますって、こう言うわけですよ。

ということは、税がそれだけふえてくるっていうことなんですよね、全棟調査によってですね。

だから、この辺で市民負担の軽減ということも考えて、全棟調査後の3年後に税を、それが反映するときに国の標準税率の1.4にできないかと。

きっかけとしては、収入がふえると、そういうとこでできるんじゃないかなと思いますけれども、この点についてお聞きします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／家屋の全棟調査と税率を関連づけての御質問でございましたけれども、家屋の全棟調査につきましては、その趣旨が適正課税でございまして、財源獲得を目的とするものではございません。

本市の財政力、財政の現状から税率の改定は今のところ考えておりません。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／でも、結果的には税が全棟調査してふえるわけでしょ。

だから、市政としては特に困らないわけですよ。

それもありますし、別に自主財源をふやしたからって言って、市の財政需要額のほうが変わるわけじゃないから、国の交付税が減らされるだけですよね、多くしてもですね。

これが、その市税を増えた分が市の財政がふえるんだっただけですよ、それは意味ありますけれども、伊万里市も武雄市よりも自民税は10億高いですけども、結局予算的には200億ぐらいで同じになっていますよね、交付税が少なくなってですよ。

だから、そこまでこう、無理してする必要は、自主財源を取る、不交付団体となったら別ですけども、交付団体がそこまで頑張る必要があるのかなというのを私は思っております。

いや、私はそういうふうに思っております。

だから、標準税率以下というのがいけませんけれども、標準税率でやっていっていいと私は思っております。

次に、下水道の件です。

下水道の料金、まあ料金というか、結局ですね、私がこの辺にこだわるのは、普通の商品というのは競争があるわけですよ、民間でですね、競争があるわけなんですよ。

でも、結局公共料金については、もう行政っていう1者に限られているから、逃げるわけにはいかんわけですよ、そこに住んでいる以上はですね。

ということだから、その、私は水道料とかこういうのにこだわっているのは、競争がないから、みずから行政の努力によってそれに答えるしかないわけなんですよ。

だから、ここはもう人に頼れない、民間に頼れないということは、みずから改革をしていかんといかんということになるわけなんですよ。

それで、可処分所得を上げて、何ですかね、市民の生活の安定なり、楽になると、住んでよかったというふうに持っていかんといかんというふうに思うわけなんですよ。

それで、結局、旧武雄市が一番最初に農業集落排水をしたときには、河川環境に協力してもらっておりますねということで、料金もずっとつくり続けるので、はっきりした計算ができないので、他市並みでいただきますよということで、スタートしたと思います。

それで、合併後ですね、今の全国、市の料金ランキングでは845位中の799位で、九州では2番目に高くなります。

一番高いのは朝倉市なんですけども、朝倉市は井戸水がほとんど使われていて、合計すればやっぱり武雄市が一番九州でも高いということになるわけなんですよ。

だから、何とかここをセン(?)していかんといかんということで、以前から言っておりました。

それで、維持費の管理費というのが一つの目安ということで、前は離れていましたので、し

ばらくかかるなと思っておりましたけれども、維持管理費をクリアしたと。

それを言ったら、いや、今度は起債利子（？）のほうも払ってもらわんといかんと。

いや、そしたら結局これまでの公共下水道の料金の根拠は何だったんだろうかというふうに思うわけなんですよ。

だから、一つは水道のように計算上で出した金額をいただくようになるのか、それとも、手数料というんですかね、手数料みたいな形で300円っていうふうな公共料金的な考えをとるのか、どっちなのか、もうはっきりしてくださいというふうにちょっと思うわけですけども、結局どっちになるんでしょうか。

議長／今福上下水道部長

今福上下水道部長／おはようございます。

まず、下水道の使用料は地方公営企業法第21条にありますとおり、健全な運営を確保することができるよう、経営に必要な費用を基礎として算出されるべきであるというふうになっております。

下水道事業団が示します使用料算定の基本的考え方においては、使用料の対象経費といたしましては維持管理費、これは人件費、動力費、薬品費、修繕費、委託等になります。

また、それとあわせて資本費、これは地方債の償還利息、減価償却費等をその使用料の対象経費とするべきであるとなっております。

今現在の使用料につきましては、原則どおり計算をいたしますと、全国のトップクラスになるというふうなこともございますので、そういう部分につきましては公共サービスの観点から維持管理費、これは人件費を除いた分のみを対象経費といたしまして現在の使用料金を抑えているというふうなところが現状でございます。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／以前よりちょっと詳しく言われましたけれども、そしたら、以前言ったその利子というのは含めないで考えるということですか。

議長／今福上下水道部長

今福上下水道部長／先ほど申しました使用料対象経費の中には、維持管理費、先ほど言いました部分と、それとあわせて資本費。

この資本費とは何ぞやといいますと、地方債の償還利息と減価償却費等というふうになって

いますので、償還利息は入っておるといふふうに入らなければならないというふうになります。現状ではそこまで入れては、計算まではやっておりません。

今後そこら辺も含めたところで検討はするべき部分になるかと思えますけれど、あくまで先ほど言いましたとおり料金を原則どおりに計算してしまうと、びっくりするような金額になってしまいます。

そういった意味合いからは、やはり公共サービスの観点から、ある程度の財政状況を見ながら、料金についてはある程度抑えていく必要はあるかと思えますけれど、これもあくまで財政状況との絡みがあるというふうに御理解いただきたいと思えます。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／いや、だから、ますますわからんわけですよ。

どっかわからんわけですよ。

まだわからんです(?)。

計算上でしますよって。

だから、前回と同じですよ。

計算上と言うなら、計算上にこだわってください。

公共料金と言うなら公共料金で、ほかの市と比べてですよ、武雄市は高いねと言われんようにしてくださいよ。

そいぎ、どっかわ、今のあれでは計算上でまずはやっていくということですよ。

ということならばですよ、水道料と同じ形になると思うわけですよ。

ただ、水道料の場合には(?)高いところには国から高料金対策というのが来ます(?)ので、むちゃくちゃなことにはならないと思えますけれども。

そしたら、まずは経営計算からと言われるわけですよ。

そしたらですよ、これは今度、西部コウスイ(?)の統合計画書ですよ。

ここには、もう合併する平成32年に供給単価が236円、そして10年後、ずっと途中も書いてある、グラフでずっともう書いてあるんですけども、はっきりどこ(?)を見ればわかるんですけども、52年には242円、62年には246円という計算の根拠が示されているわけなんですよ。

だから、こういうのをつくってもらえればですよ、まずは納得できるんですよ(?)。

何か、あるときにはこういうふうに言って、あるときにはこういうふうに言うたら、こう**わけですよ。

だから、まずは経営からいかれるんだっただですよ、そのこういうふうなですよ、計画書をつくっていただきたいと思えますけれども。

議長／今福上下水道部長

今福上下水道部長／29年度から企業会計課を下水道もやっております。

やっと、ある程度の決算が、企業会計としての決算ができ得るところまでたどり着いたところでございます。

今後、議員さんがおっしゃるとおり、そういった計算等については、やっていきたいというふうに考えておる次第でございます。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／そしたら、ちゃんと今の言葉をしっかり実行していただきたいと思います。

それと、それを基礎にしてですよ、結局、公共料金的なことも考えるということですよ。

よそで、水道が多いんですけれども水道審議会とかがあってですよ、ユーザーからの、市民からですね、ユーザから何人か出て、そして、そういう経営専門の人から何人か出て、その審議会があってですよ、そこでユーザーとか経営の学識経験者を含めた中で、いや、こんぐらいだというふうにしてあるところがあるんですけれども、武雄市はずっと水道が、もうそこまで話し合うところまでなかったもので、ずっと高かったもので、下げる余地がなかったわけでこういう審議会がないんですけれども、武雄市もこういう審議会をつくってですよ、そのユーザーを含めた中で将来を考えるべきだと思いますけれども、この辺についてお聞きします。

議長／今福上下水道部長

今福上下水道部長／今後、議員さんおっしゃる財政的な計算についてはですね、行いながら、経営状況等を把握して検討していきたいと思います。

ですが、これについても財政状況等の関連が非常に大きくございますので、そこら辺も勘案したところで検討をしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／その審議会なんかをつくってですよ、そのときの財政状況もそのユーザーに説明すればいいわけですよ。

だから、そういうのをつくってしたほうがいいですよということを言っているわけで、もう

わかった上でそういう答えということですので、その辺で（？）まだ時間があるかもしれませんが、その審議会とかつくってですよ、そのユーザー目線というか、それはもう経営を公開してですよ、当然公開して、その経理の専門家、会計士とか、そういうのを含めてですね、武雄市の企業の総務課長とかそういうのを入れて話し合えばいいと思うんですけども、その辺のセツリ（？）についてどうお考えかお聞きします。

議長／今福上下水道部長

今福上下水道部長／繰り返しになりますが、これは下水道事業だけの財政状況ではなく、市としての財政状況も勘案しながらやっていく必要がございますので、そのような形で検討は進めていきたいというふうに考えております。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／まずは下水道の担当者としてはですよ、他市の下水道とか下水道ユーザーのことを考えればいだけで、財政については要求すればいだけですよね。

断られた理由は、断られた理由でまた我々がそっちの財政と交渉するだけのことでですよ、下水道課の人が市全体のことを考えてですよ、自分のことを逆算して考える必要はないと思います。

それは、それなりに部署がおられて、そこで考えられるわけだから、福祉の人は福祉に要るべきことを上げていって、それが統合されて部長会とかそういうのがあって決定するわけであって、そういうふうにないと幹部の人の意味がないですよ、私思うには。

議長／宮本議員、先ほどのあなたの発言、下水道部の方が市全体の財政を考える必要はないと言いましたけど、そこら付近のは注意して発言を。

宮本議員／はい。

考えてもいいですけど、それが第1番ではなくて、第2番でいいと思います。

各福祉の人は福祉のことをまず第一に考えて、そして上げていって、最終的な財政調整ということでもいいんじゃないかと。

議長／宮本議員、何回も注意しておりますけど、そこら付近、あなたの発言が若干おかしい点があります。

部課長さんたちみんな市の全体のことを考えてされているんですよ。

地方（？）の方が武雄市の財政を考えるのはおかしい、そういう発言はやめてください。

宮本議員／はい、わかりました。

ぜひとも自分が担当していることを一生懸命ユーザー（？）のを考えてまずもらいたいと思います。

続いて、武雄温泉駅周辺整備についてです。

これも以前から言っておりますけども、永松川良線の安全通行対策です。

クランクの問題になりますけども、もう何回も言っているのでわかっておられると思いますけども、永松川良線の区画整理部分ですね、永松川良線の区画整理の部分です。

ここですね。

この部分です。

この区画範囲内のここの整備ができております。

今、ここまでできておまして、ここを曲がったところが、奥を曲がったところが区画内道路。

そして、また区画内道路から、こっちは市道の西浦永松線にこう、クランクになります。

以前、私が駅のほうに誘導したらどうかと、いや、誘導しなくても別に大丈夫ですよっていうことだったんですけども、やっぱり誘導してあるということになっております。

やはり、区画内道路を通過交通軸として使うっちゃうことについては、やっぱり問題があるというふうに思うんですけども。

それで、ここの、今度は永松川良線の区画整理範囲内のこの道路を、やはり利用しないと区画整理内の宅内道路を利用するという事は住民にとっても、ちょっと不満が出るというふうに思っております。

そこで、やはりこちらの区画整理で整備した永松川良線に誘導するようにするべきだと思いますけど、この辺についてのお考えをお聞きします。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／おはようございます。

議員御質問の永松川良線の誘導についてということでございますけど、現在、今、議員がモニターでお示ししておりますとおり、永松川良線の車道部の改良及び外側線などのラインの設置などは既に完了いたしております。

あとは、規制標識を設置するのみとなっておりますので、今月末にはすべての整備を完成させ、速やかに供用を開始する予定となっております。

供用開始後は、永松川良線への円滑な誘導を行うよう努めてまいります。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／よろしく申し上げます。

せっかくできた道路ですので、有効に活用してですね。

もう今、この角のことで、区画とシロウズ(?)の角のところでいつもこう、何ですかね、顔合わせみたいな格好になっておりますので、ぜひともスムーズに行くようにお願いします。

次は、ちょっと待ってくださいね。

続いては、現在、永松川良線というのが区画の範囲内でとまっております。

本来、このクランクができているのは、この先をつくるか、つくらないかのことでクランクの状態になっているんですけども。

クランクをどういうふうにしていくのか、もし延伸しなければクランクをもっと、ほかの県道と同じようにすりつけを、十分なすりつけをとってやっていくという方法もありますし、先のほうに、二本松交差点(?)まで延ばすとなれば、今の状態で待ってて、その先の延伸ということを生懸命やらなくちゃいけないというふうに思うんですけど。

この区画整理より北川の永松川良線の延伸についてはどうお考えかお聞きします。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／議員御質問の永松川良線延伸についてでございますけど、住民説明会を平成27年2月18日に行いましたが、一部の方から反対の御意見もあり、事業認可のための地権者の同意が得られず、計画が中断している状況でございます。

区画整理事業の面整備が来年度で完了する予定でございますので、事業完了後、再度、地元と協議を行いまして、検討してまいります。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／ちょっと地元同意がとれないってということなんですけども、再度ということですよ。

再度でも、例えば気持ちが変わられないとした場合ですよ、この先を、こっちは18メートルですけど、こっちは12メートルですね。

この先を12メートルを先に行くってということも考えられるかについてお聞きします。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／同意が得られずに、先のほうを進めるべきではないかということですが、道路整備の効果を最大限に生かすためにも、今回、供用開始いたします永松川良線の延伸を連続して行うことが優先だと考えておりますので、議員御質問の箇所を先行して改良を行うことは考えておりません。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／そしたら、この永松川良線は、二本松（？）までがちょっとこの間の説明会での話だったと思うんですけども、その先も続けて、連続してやるつもりなのかどうかについてお聞きします。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／その先につきましても、先ほど答弁いたしましたとおり、まずは連続して整備を行いたいというふうに考えております。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／連続してやるということは、もうここまで進めていくということなのね。続けて、今、結局、この内町線とか、ここの二本も今、計画ではあるけどやらないというふうになっていますよね。

だから、ひょっとしたらもうこの道路も二本松（？）までやるか、やらないかぐらいかなと、私のその、バランス的に見て、西浦はやらない、あとの二本もやらないっちゃうことだったもので、どうなのかなっていうふうに思ってお尋ねしただけですので、他意はありません。そしたら、わかりました。

あくまでも、その交渉を重ねていくということで理解したいと思います。

また、その辺のどうでもだめっていうときにはどうなるか、また聞きたいと思います。

次に、これがさっき言いました中止、中止となっているというもので、もう都市計画道路はある程度しないで、今の交通で済ませるっていう考え方もあるから、そこまで地元の人まで要望しないのをあえてつくる必要があるのかなっていうことも思いましてちょっと質問しました。

続いて、駅周辺駐車場の確保です。

以前、駐車場について質問をしたときに、新幹線の来たときの計算をすると1000台だったで

すかね。

台数がそうふえないということで、今の範囲内でおさまるとか、J Rの駐車場で、今あるところでおさまるとかいう、ずっと答えがあったと思います。

それで、つい最近お祭りとかもあって、日曜日なんかもJ Rの駐車場もいっぱいになっておりますし、駐車場が不足しているという声はあちらこちらからきて、今の新幹線が来る前にそういう話もありますし、樋渡市長のときには、新幹線でパークアンドライドですかね、武雄で乗りかえていただくというようなことも言っておられましたので、駐車場はある程度、要るんじゃないかというふうに考えてもおりました。

しかし、その駐車場について、担当者とお話しをして、どういうふうにとるのですかというの聞けば、それ宮本さんがん考えるとですかってというようなことをはね返されるもので、以前から言っているように、今、駅前は面積的にこの程度ですかね。

それが1.5倍くらいに広がる面積を確保するわけなんですよ。

でも、確保しても結局、ここに16台です。

例えば、うちの家の横の60坪にでも詰めてとめれば8台ぐらいとめられるですもんね。

だから、これだけの広大な開発をしとって16台と。

今も駅で電車がとまるとずっとこの辺まである、車が。

ずっと待ちの車がとまっているですもんね。

だから、ちょっと余りに難しいんじゃないかというふうに思うわけなんですよ。

そこで、以前から言っていますように、この観光バス6台というのが、本当に根拠があるのか。

今の大楠に毎日、毎日、来てるですけども、前2台だったのが3台でどうにか回っております。

そして、このバスのところを置くために安全を確保してって、またここに転回地帯っていうですかね、こういうのを設けなくちゃいけないということで。

武雄神社の横だったって、そんなスペースなくて、バスはちゃんと車をおさめているですもんね。

だから、ここをもうちょっとやっぱり見直す必要があるんじゃないか。

そして、もうスーパーみたいにいっぱい車がとめられるようにするべきじゃないかというふうに思うんですけども。

この辺について、私の案もありますけども、そっちの考えあれば、そっちの考えを聞きたいと思います。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／宮本議員御質問の駐車場台数につきましては、平成 23 年度に策定いたしました基本計画に基づいた駐車場台数となっております。

現在、34 年度の暫定開業を見据えまして、高架下活用計画の策定業務を行っておりますので、高架下の活用計画が決まれば、計画にあわせ総合的に判断してまいります。

議長／14 番 宮本議員

宮本議員／わかりました、高架下ですね。

私も高架下も一つのあれかなということ以前から言っておりましたけども、その高架下活用プロジェクトというのはいつごろに結論が出るんですかね。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／庁内会議、それから、新幹線活用プロジェクト等で議論しております。もうしばらくお時間いただければと思います。

議長／14 番 宮本議員

宮本議員／そしたら、一応、それを待っていたいと思います。

続いて、地区外の件です。

以前から、またこれも言っておりますけども、ここのピンクの部分というのですかね、派出所の前までが区画整理の範囲内で整備されます。

ここの交番のところは整備されないで、ここに自転車駐輪場があって、これも整備されないということになります、地区外で。

でも、同じ統一を持ってやるには、地区外の駐輪場の整備とか、派出所が前の道路が出れないっちゃうことで、パトカーがずっと回ってこなくちゃいけないと。

だから、もうちょっとこの交番との話し合いをしたほうがいいんじゃないかなというふうなことも思います。

まずは、この駐輪場の整備について、もう老朽化をしておりますけれども、どうなっていくのかですね、社会資本整備交付金を使ってできるものなのか、もうしないものなのか、その辺についてお聞きします。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／議員御質問の駐輪場につきましては、駅南整備の区域外であることから、補助事業の対象外となりますので、駐輪場の整備については現在のところ考えておりません。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／でも、いずれせんといかんですよ。

地区外に何でなつたかちゅうのを、私、以前に、知っている人から言えばですね、このところに今の駐輪場のところですね、それが北からも南からも入れて、その台数でオーケーだろうと言ったけど、その面積の300平方ぐらいつくってあるんですけども、結局、放置自転車が多いのか、台数的にやっぱり足りないちゅうことですね。

だから、変わってきてきてるちゅうことですよ。

だから、台数が、こっちがもういらなければなくていいんですけども、台数的には前の考えのところには収まってきらない(?)ちゅうことですので、何かしなくてはいけないんじゃないかなと思います。

それと、警察署の前の道路が通れなくなるといけなくなると。

警察署に聞いたら、3年前にちょっと聞いたけどっていうことで、十分に話し合いができていのかちゅうふうに思うんですけども、その辺についての市の見解をお聞きします。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／交番につきましては、先ほど申されたとおり、3年ほど前に一度、お話をさせていただきましたけど、あくまでも区域外ということで、補助対象外ということで、今のところ考えておりません。

ただ、駅南口広場の計画の中で、人々が交流できるコミュニティ広場としての利用を考えておりまして、駅を利用される歩行者に配慮した快適で安全な歩行者のための空間を確保するために、車両を通すことについては考えておりません。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／おっしゃるのもわかります。

おっしゃるのも、結局、今現在ここからおりてきて、現在の在来線のおり口の前のところに広場をつくるから、広場に車が入ってはいかんと。

もうちょっと土地の(?)そういうのもあって、それはやむを得んかなというふうに思いま

す。

しかし、まあそれはいけないと。

でも、交番とは話し合ってますよ、よそに視察に行けば、同じように駅の横に交番が位置どっておるところがあるわけですよ。

でも、整理とともに反対側にこう、何か和風でつくったりとかですね、そういうこともありますので、もうちょっと話し合いをしていただいたらどうかなというふうに思います。

それで、まあおっしゃるとおり、ここに広場をつくるからいけないと。

しかしですね、今度の新駅ですね、このバスで見ると、ここから出入りしているんですよ。

東側から出入りしているんですよ。

だから、もうこの辺じゃないんですよ、一番西端じゃないんですよ。

だから、本来言えば、広場は駅前につくるべきじゃないかなという、思うんですけども、だから、もう西側に広場をつくる必要はないと思うんですけども、その辺についてお聞きします。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／先ほども申しあげましたとおり、高架下活用計画を今現在、策定しておりますので、その中で判断してまいりたいと思います。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／プロジェクトのほうですね、そこも話し合っていて、駅の前に広場をつくっていただけるように、してもらったらいんじゃないかなというふうに思います。

よろしくをお願いします。

次に、競輪事業です。

競輪事業で、今回8000万を***返済しました。

競輪の理事の話じゃあ返済ですと、こう言われましたけれども、一方では5000万が返済で、8000万は、一般会計の繰り出しというふうな格好で言われますけども、やはり私も多くじゃないですけども、2、3人の人から、いや、そこの返済じゃなくて本会計に入れる前にまだ本場の整備をちゃんとせんじゃ（？）というふうなことも聞くわけなんですよ。

そして、実際私の感覚では、やっぱりこういうのをつくってから客がちょっと減っているように思うんですよ。

G1の小倉競輪もあっていましたけれども、このぐらいかなって思うんですよ。

やっぱり夜暗いところで、大体、昼対応になっているので、夜行くのには道も暗いしですね、いろいろ夜集まってもらうように適していないのかな。

特に冬場だからかもしれませんけれども、その辺を考えるとですよ、この繰り越す前にもうちょっと整備計画なりをちょっとつくってですよ、整備していくべきだというふうに思いますが、この辺についての考えをお聞きします。

議長／松尾営業部理事

松尾営業部理事／おはようございます。

一般会計への繰り出しでございますが、競輪事業開催の目的は市への、一般会計の財政***だということでございます。

そのためにナイター照明の設置や、お客様サービスの一環として施設の充実を図り、***を目指しているところでございます。

施設の改修等につきましては、今、おおかた大規模改修から2年を経過しておるところでございます。今後お客様の動向等を注視しながら、必要に応じて対応していきたいというふうに思います。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／お客さんのニーズを聞きながらしてほしいと思います。

多分、改修したときにはね、いろいろお客さんが、大画面の手前にモニターがあって、何か段々になつとるよとか、いろいろ言われていたと思います。

だから、そのお客さんの声を取り入れてやっていただきたいと思います。

私がちょっと思うのはそういう部分と、図書館とかイルミネーションをしてですよ、武雄の光のイベントに参加してありますけれども、競輪のほうはそういうのありませんし、クリスマスはどうか知りません(?)けれども、もちつきで、来た客にもちをやったりとかですよ、臨機応変にやっていって、私自身は部長決裁というんですかね、そういうがあるので、そういう部長決裁を利用して、いろんなことを対応したらどうかなと思いますけれども、ちょっとこれは部長決裁についてはいろいろ制限があるということで、この件についてはこういう気持ちというか、お客さん商売ですので、もう次の予算を確保していて、もうシーズン過ぎていくというのがありますので、そういうことについても何か対応を考えていただければというふうに思います。

次に教育の問題です。

ICT教育(子供・高齢者)です。

学校に関しては日本一というか、そういう日本のトップを進んでいるということで、あえて私が今言うよりも、そちらの動きを見るという形になるんですけども、その以外の部分で、その子どもというか特に幼児ですね、そしてまた高齢者です。

そこについての教育というのにも必要なことになってくるのかもしれないなというふうに思います。

そこで、就学前に学んでいくということで、何か今年度の7月に総務省が幼児に対するICTについての全国調査をされております。

それによりますと、ゼロ歳児の1割が通信端末を触ったことであると、4歳から6歳では4割を超えていると。

そして、その使っている中の4割は知育アプリを利用してあるということで、ここでもう差ができていくというんですかね、そういうこともあるので、結局、反転教育のパソコンというんですかね、タブレットも1年生のところでは写真撮影的なことになっているのかなと。その、個々に教える先生の労力とか、その習熟度の違いが1年から十分に動かせないのかな。

まあこれはもう教育のことだから、教育長がちゃんとされると思いますけれども、それ以前の部分もやっぱりそういうことが必要だと。

私も、一番必要なのは、直感的に動かせる幼児期が大切かなということで、保育所とか幼稚園に武雄市の余ったiPadを配布したらというふうに言いましたら、いや、ほかに使い道があるからそれはできませんということで、ちょっととざされていたんですけども、やっぱり、武雄が先に進んでいたから、先にそういうのがわかったんですけども、ほかのところは今しているから、今やっぱり就学前にしとかんといかんということが段々わかってきて、社会の話になってきているわけなんですけれども。

そこで、武雄市として、学校教育じゃなくて、その幼児のICT教育、そこでは長く使わないという、そういう使い方の勉強から、佐賀県内の保育園では絵本は読むものから、子どもたちがつくるものに変えているという話もあって、ああ、当然そうかなって。

絵本は子どもが見て、子どもがつくれる範囲内のものだなと思ったりしているんですけども、その就学前のICT教育についてのお考えをお聞きします。

議長／山口こども教育部理事

山口こども教育部理事／おはようございます。

現在、小学校1年では、まずタブレット端末になれ親しむことから始めまして、授業ではタブレット端末のカメラ機能の活用、アンケート機能を使っただけの回答をすることや、電子黒板と連携した学習など、その学年に合った学習をしており、問題なく操作ができております。

幼児期につきましては、人への愛情、信頼感、自然、社会事象への興味や関心、日常生活の中での言葉への興味や関心、多様な体験を通じた豊かな感性など、まず、人とのかかわりや自然の触れ合いなど、体験的な学びを充実させる時期だというふうに考えております。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／いや、人間的体験というのは就学してからもせんといけんわけですよ。

どこかで分けるものじゃないわけなんですよ。

両方あって、欠くことのできないツールなんですよ。

だから、そういう何か、幼少期はそういうので、その後という考え方は、ちょっと変えたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

一応、答えをお聞きしました。

もう一方、桜田大臣の話もあって、やっぱり避けて通れない、自分はスタッフを持っているからできると。

みんなスタッフを持っていないわけですよ。

それもありますし、***桜田大臣もこれから多分勉強されると思うとですよ、しないと言いながらも多分。

それで、最近、またスマホとか携帯電話に架空請求が、アマゾンとかそういうのでずっと出てきて、結構だまされるっちゅうんですかね、手がこんでいますので、そういうのもちょっとスキル勉強していれば、その電話をかける前にそれをインターネットで調べるということもできるんですね。

幸せな老後のためには、俳句を通信して送ったりとか、そういうこともあります。

多久市では、高齢者パソコン教室というのをしています。

そして、これ生きがいつくりでしてあるんですけれども、これは介護保険のお金を利用して、してあるんですよ。

だから、いろいろ頭は使いようというんですかね、そういうことで、高齢者向けのそのICT活用の教育をできないか、お聞きします。

議長／山口こども教育部理事

山口こども教育部理事／現在、中央公民館のサークル活動の中で2団体がシニア向けパソコン教室を実施されております。

また、武雄市民大学第3期、これは平成27、28になりますが、この第3期のサークル活動の中でパソコンを学ばれるなど、自主的に取り組み(?)をされております。

また、若木の公民館では町民の方の要望を反映いたしまして、昨年度はパソコン教室、そして今年度はスマートフォン講座を実施されております。

市民の皆様の声があれば、公民館講座の中で実施することが可能であるというふうに考えております。

議長／14 番 宮本議員

宮本議員／されているところもあるっちゃうことですね。

そういうのを全体に広げてもらいたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長／以上で 14 番宮本議員の質問を終了させていただきます。

18 番 牟田議員

牟田議員／固定資産税という大きな市全体に係る数字の部分が出てきまして、答弁の部分でちょっと若干漏れがあって、市民の方々が勘違いするといけないから、ちょっと議長さんに取りはからいをお願いしたいのが、先ほど数字で出てきたのが、100 分の 1.4、1.4%ですね。1.4%の自治体は、もうほとんどないと、百幾つしかないというふうな形でモニターに出されました。

そして、答弁は全棟調査のことだけしか言われませんでした。

そういう中で、市民の方々が勘違いするといけないんで、100 分の 1.4 の自治体はそうかもしれないですけども、人口 5 万人以上の都市の 8 割以上は都市計画税をつくっているんですね。

佐賀県内も、武雄はつくってないですけども、都市計画税、ある市は 1.4%にプラス 0.2%して 1.6%の固定資産税を取っている、佐賀県内もですね、取ってらっしゃるんですよ。

武雄が高いわけじゃないんですよ。

かつて旧武雄市は 100 分の 1.55 でした。

これは都市計画税をつくらないということで 100 分の 1.55 でした。

全域にわたるということでですね。

それを 100 分の今、1.48 でしたっけ、1.48 にしていると。

それを質問者の方が 1.4 にしたらどだかということで、市民の方々が勘違いするといけないです。

これ、都市計画税をその上に乗せるんじゃないかというふうに思われるかもしれません。

よそは 100 分の 1.4 にしているかわりに都市計画税をオンしているんですね。

だから 100 分の 1.6 とか、100 分の 1.59 とかになっているんですよ、1.59%にですね。
でも武雄市はそういうことをしないかわりに 100 分の 1.55、合併後は 100 分の 1.47 に抑えてきたと。

それをちょっと、答弁のほうで 100 分の 1.4 にしますとか、その辺何も、何か(?) 100 分の 1.4 には触れられなかった、全棟調査のことを言われたんですよ。

それとは関係なく、100 分の 1.4 にするという事は、都市計画税を別に考えていますよというふうに勘違いされてはいけないので、その辺の、もし固定資産税という大きな問題ですから、勘違いしてはいけないので、その辺のところを議長さんに取り計らっていただければと思います。

ちなみに、固定資産税とは上限 3%までなんですよね。

今、現在武雄市は上限の半分、そうですね。

間違えちゃいかんのですよ、やっぱり。

以上、お願いいたします。

議長／ただいまの 18 番牟田議員さんの議事進行につきましては 1.4%、1.48%、1.55%という数字が出てきて、なかなかこう理解に、数字だけ聞いていては分からない点があると思います。

先ほど、牟田議員の議事進行の説明の中でも、多分説明できたんじゃないかなと思っております。

今 1.48%、固定資産税。

これには都市計画税が、もう含まれているということですね。

他の町村では 1.40%のところは、都市計画税は含まれていないということで、その、まずは(?) 含まれているところであるということで、そこら付近は、ただいまの質問の、議事進行の説明の中でも多分テレビを見ている方は御理解いただいたんじゃないかなと思っております。

以上でモニター準備のため、5分程度休憩をいたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12 番池田議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

12 番 池田議員

池田議員／皆さんおはようございます。

ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、12番池田大生の一般質問を始めさせていただきます。

今回は市政運営について通告をいたしております。

シンガポール事務所と事業、ふるさと納税、そして自治体特選ストア、武雄市職員の派遣・研修について、そして、空き家対策についてお尋ねをしていきます。

よろしく願いいたします。

これまでもシンガポール事務所とインバウンドについては、さまざまな質問をさせていただきました。

昨年、平成29年12月の一般質問の中で、拠点を移すというようなことも考えて協議をしていくという答弁がございました。

その後、平成30年の3月議会の私の一般質問の中で、まだ協議はしていないということで答弁をいただきましたけれども、このシンガポール事務所について、もう既に5年が経過しておりますけれども、このシンガポール事務所の今後の方向性ですね、これについて協議会の加盟自治体との協議はどのように進んだのか、まずお尋ねをいたします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／おはようございます。

シンガポール事務所の今後の取り組みでございますが、議員おっしゃったとおり、開設5年を、平成30年10月で経過をいたしております。

現在、協議会の加盟自治体、それから団体と協議中でございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／今、協議中ということで答弁いただきましたけれども、これですね、このシンガポールというところはですね、世界で一番高い、いろんな事務所費とか何とか、そういう中でも高い位置づけにある国で営業をされているということでございますけれども、これはどのような協議をされているのかお尋ねをいたします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／ただいま各種団体、自治体と協議をしておりますけど、まだ結論には至って

おりません。

結露が出次第、議員さんのほうにもお諮りをしたいと思っております。

以上でございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／関係自治体と協議をまだ重ねている段階で、方向性についての結論はまだ出ていないということですよ。

そしたらですね、拠点を移す、もしくは加盟自治体が、今、3団体だと認識しておりますけれども、これ、今後この運営協議会が運営できていくのか、いけないのかを含めたところで考えれば、できない場合は解散をするという答えもあるんじゃないかなと思いますけれども、今後それも含めて協議をされていくということでしょうか、お尋ねいたします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／いろんなことを含めまして、総合的に協議をしているところでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／これまで、このシンガポール協議会の負担金について、幾度となく質問をさせていただきました。

当初の負担金からすれば2倍、3倍、今600万の負担金が生じております。

負担金が大きくなってきている中に、昨年度、そういうことで、今後について協議をされる必要があるんじゃないですかということでお尋ねをさせていただきました。

これ、いつごろ結果が出るのかわかりませんが、このまま結論が出なければ、当初予算に新たな負担金が発生するんじゃないかなというところを危惧しておりますけれども、その点についていかがでしょうか。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／そこも含めまして、協議中でございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／それではですね、これ、もう5年たっております。

総括も必要ではないかと考えておりますけれども、この5年間の総括についてはどのように、されていらっしゃると思いますけれども、その点について総括をどのように捉えられておられるのか、お尋ねをいたします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／費用対効果というお答えでよろしいでしょうか。

市で確認できております団体商品造成による経済効果につきましては、平成25年度から昨年度まで約1500万となっております。

ただし、開設当初の東南アジアからの年間宿泊者数が6人(?)であったのが、現在では年間2000人余りの観光客が訪れるようになりまして、これまでの累計で5000人余りと著しく増加をしております。

この数字をもとに消費税を算出いたしますと約8400万円となります。

また、自治体や団体が共同で事務所を海外に開設する事例もなく、話題性もあってさまざまなメディアに取り上げました。

さらには日本では収集することのできない情報や、現地に事務所を置くことによる営業活動で、旅行会社やバイヤー、現地メディア等との関係も構築できたものと思っております。

これらから総合的に判断いたしますと、投資額以上の効果があったものと考えております。

議長／12番 池田議員

池田議員／今、申された、8400万程度の観光客等の費用対効果があったと答弁をいただきましたけれども、これ佐賀県全体での観光客に対する算出根拠なのか。

シンガポール事務所からツアーを造成したり何かしていると思うんですよ。

最初におっしゃられました1500万、これは旅行代金をトータルで含めたところの1500万なのか、武雄市の旅館及び宿泊施設、そして観光施設等に落ちた金額が1500万なのか、その点について、算出根拠をお尋ねいたします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／1500万(?)につきましては、議員おっしゃったとおり武雄市に落ちた額と考えております。

議長／12 番 池田議員

池田議員／武雄市に純粹にあった費用対効果であると、それ、確認はどのようにされるのか、その算出根拠をお尋ねいたします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／つきましては、旅行会社の聞き取りに基づいて算出をしております。

議長／12 番 池田議員

池田議員／業者からの聞き取りによって算出をしているということですが、これまでですね、このシンガポール事務所にかかった経費について、他の自治体については把握できることはできないと思いますけれども、この5年間で武雄市が負担した金額、負担金以外に当初のシンガポール事務所の運営協議会決算書からいっても、武雄市に、当初は職員に係るものは武雄市に戻ってくるものと聞いておりましたけれども、29年度だけがそれができたということで聞き及んでおりますけれども、それまで武雄市に入るべきだった金額もあったと思う、入っていない部分もあります。

そういうもの、武雄市が負担してきた金額、そして職員旅費、渡航費含めてですね、この事業に絡む総経費は幾らぐらいになっているのかお尋ねをいたします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／これまでの総事業費でございますけど、平成25年に事務所を開設いたしまして、開所準備から29年度までの協議会負担金、人件費、旅費等を合わせまして約7000万の事業で運営をしております。

それから、出張等の旅費総額でございますが、旅費総額約1450万程度でございます。

議長／12 番 池田議員

池田議員／武雄市が負担した金額が約7000万程度で、これが武雄市分だけでもね。全体でこの協議会を見たときに、費用対効果として、これは本当にプラスなのかマイナスなのか検証をする必要があると思いますけれども、これまでの決算はどのようにされていたのか、この5年間ですね、そこについてお尋ねをいたします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／費用対効果でございますけれど、まだ第二次、第三次とかいう波及効果も含めてですね、今後さらに効果が出てくるものと思っております。

決算につきましては、各団体と協議会競技会をもとにして決算を示させていただいております。

議長／12番 池田議員

池田議員／これ本当にインバウンドを捉えたときに、今、日本全体的にインバウンド効果というもので、非常に経済もフヨウ（？）の足がかりということを非常に重要視をされております。

だからこそ、さらに前に、このインバウンドをですね、観光客誘致等を進めていくためには、本当にこの自治体に合った運営の仕方、そして経費の出し方をしていって、さらに強い財政をする必要があると思うんですよ。

その中で、これまで5年間、区切りの年度ということでございますので、一度ですね、その、これまでの団体で決算においては監査等されていたという認識ですけれども、これ、一度ですね、資料を各自治体にも提出、監査の方もおられますので、出していただいて、これ、総括として費用対効果を含め出していただきたいと思っておりますけれども、この辺についてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／各自治体を含めましての数字でございますけれど、ちょっとこの場では私のほうからは返答できませんので、協議をさせていただければと思っております。

議長／12番 池田議員

池田議員／本当に各自治体、この、最後まで残っていただいた、その協議会の自治体の皆さんにもですね、これ前に進めていくためには本当にこの中身を検証して協議をしていただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

次に、ふるさと納税についてお尋ねをいたします。

観光客誘致、インバウンドにも大事な財源というか、今後の経済波及効果等について、非常

に自治体にとっては大事な問題だと思っておりますけれども、今ふるさと納税についても、どの自治体も大小はありますけれども、若干右肩上がりの納税額がふえてきているところがございます。

報道等で行われている部分もあるんですけれども、まず、ふるさと納税の制度概要についてお尋ねいたします。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／ふるさと納税制度でございますが、既に御承知かと思いますが、平成 20 年度に創設されました制度でございます。

自分の選んだ自治体に寄附を行った場合、寄附額のうち 2000 円を超える部分におきまして一定の上限、これは納税者が納税を行う、***の方の給与等に応じてその上限は変わりますが、この上限まで所得税と住民税から原則全額が控除されるというふうな制度でございます。

議長／12 番 池田議員

池田議員／そして、若干、先ほど報道等ということで少し申し上げましたけれども、ちょっと今、過熱気味の返礼品についての記事が多々目立つところがありますけれども、まずです、この武雄市における、私、ちょっと目にしたのはインターネットの運営サイトとかです、そういうところでも目につくところは目につきますけれども、武雄市返礼品カタログとか武雄市のほうもつくって頑張っておられると思います。

これ本当に各自治体で知恵をしぼって地方の有意義な財源として確保していくために、本当に大切な部分だと思っておりますけれども、武雄市における返礼品の人気順位もあると思いますけれども、そしてこの金額の区分が、私こう見ていてたくさん、1 万円、返礼品が幾らなのかはちょっとわかりませんが、1 万円、1 万 5000 円とかいろんな区分が分けてあると思うのですけれども、これどの程度のその区分の、区分というか段階というかです、その金額の区分があるのか、それをまずお尋ねいたします。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／まず、平成 29 年度での返礼品の上位と申しますか、につきましてはですね、特に肉、そして魚介類等についてが上位を占めております。

もう一つの質問でございます、返礼品の設定区分でございますが、これにつきましては返礼品額等の額に応じましてですけれども、1000 円単位で区切りをつけております。

議長／12番 池田議員

池田議員／1000円単位で区切りがあるということは、その上限というかですよ、例えば1万円、1万5000円、2万円、2万5000円というふうにあるのかなと、こう思っていたんですけど、そしたら上限が、例えば50万という部分も出てくることはあるわけですかね。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／上限につきましては基本的には定めておりませんので、その返礼品のものによりましては、そのような金額になることもございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／上限はないと、返礼品によってはそういう金額になる場合もあるということで、返礼品があつて寄附金があるという考え方でいいですかね。

逆ですか。

寄附金額があつて、返礼品があると。

わかりました。

ありがとうございます。

そして、このたび、ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況ということで、総務省のほうからも平成29年4月1日に、その前、報道等で口頭で多分、その返礼品に対する過熱気味な部分を抑える発言があつたかと思えます。

正式にというか、その29年4月1日に総務大臣のほうから、ふるさと納税に係る返礼品の送付等についての通達がまず来ていると思いますけれども。

これですね、まず武雄市はこの返礼品の割合、3割超の団体に多分入っていないと思うんですけど、もし、ほら、当初そういう縛りがなかったんで、一番最初ですね、3割に絶対しなさいとかいうものがなくて、もう各自治体が本当に知恵を出し合つて、これがよかろう、あれがよかろうということで考えながらやってきてですね、ものによっては若干出るところもあつたと思うんですよ、正直なところですね。

武雄市は、この返礼品3割を超えていないと、3割超のところには資料等にも入っておりませんので、どこかで3割は、きっと調整されていると思うんですけども、それほどの時点で、どのあたりで調整をされましたか。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／議員おっしゃられる質問ですが、まず平成30年の10月16日付で総務省のほうより、消費税分を含めて3割以下というふうな基準を示される文書が出されています。以前に、先ほどからありましたように報道等でそのような情報等出ておりましたので、今年度内で若干の部分については調整をしております、現在総務省通知に従い返礼品率3割以下での運用を行っており、総務省からの指導も受けておりません。

議長／12番 池田議員

池田議員／3割超はもう直しているということで、しかし、この通達が一番最初に来たのが、多分3割にそろえてくださいねというのが、多分この平成29年度の大臣通知発出というところで、この29年のところですね。

ここで頑張って、多分武雄されたんだろう。

しかしですね、これ、数字見てもらうとわかるとおり、平成30年の10月まで是正をしていない自治体もあるんですよ。

この1年間の間に自治体によってはですね、物すごい金額のふるさと納税を受け付けているところもあるんですけど、これ真面目に是正したところがちょっとこう何か不利というかですね、金額が伸びなかったりしていることも考えられるんじゃないかなと思うんですけども、これ、総務省からの通達で皆さん本当に自治体が知恵を出し合ってやっている中にですね、こう有利、不利ではないですけども、そういう側面が出ている部分についてですね、この総務省の指導に対する考え方について、先ほど対応については答弁をいただきましたので、この考え方についてどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／ふるさと納税制度の考え、もう随分沿って、私どもの考えというよりも、総務省の指導のもとで適正にやっていきたいと思っております。

議長／12番 池田議員

池田議員／本当に頑張って知恵を出してやっていく中で、今このふるさと納税も、返礼品だけじゃなくて災害支援時の寄附金としても、特定寄附みたいな形で、本当に自治体にとっては今まで騒がれていた返礼品の片面、側面だけじゃなくてですね、そういう納税の仕方もク

ローズアップされてきていますので、ここについてはそういう側面もきっちりおしながら、29年度の答弁の中では、特定なものを指定しての寄附等は考えていないということでしたけれども、そういうことも、今後ですね、武雄市のこのふるさと納税の寄附金をどう使っていくかも考えて、特定にしぼり過ぎるのは余りよくないんでしょうけれども、そういうところも考えていっていただきたいと思いますけども。

次に、いろんな、報道等で示されている部分については対応をされたということですがけれども、11月1日時点の返礼品の状況についてなんですけれども、実質、地場産品以外の返礼品を送付している団体数、そして3割超の返礼品を送付している団体数が91団体あるということですが、単純に3割超している団体数は25で、地場産品以外の返礼絵品を送付している団体が73、足して98なんですけれども、これ、ダブっているところがあってですね、3割超の返礼品を送っている、そして地場産品以外ものを送っているという団体が7団体かぶっているわけなんですよね。

だから、単純に足すと98なんですけれども、91団体がこの総務省の調査結果の中に出ておりますけれども、武雄市も努力は必要だと思いますけれども、地場産品についての返礼状況について、その返礼のメニューですね、これについては是正をされたのか、お尋ねをいたします。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／この地場産品につきましては、総務省より地場産品に該当しない返礼品の具体例ということで、後にお示しをしていただいたわけですが、そもそも武雄市におきましては、武雄市ふるさと納税応援事業募集要項というものを定めまして、その中で地元での生産、加工、販売、いずれかを市内でされている事業者のものを扱うというふうなことでやっておりましたので、これまで、いわゆる市内事業者さんが販売する地場産品ではないものも取り扱いをしておりました。

これについては、現在調整をしているところでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／指導を受けて調整をしていると、地場産品以外のものについてはですね。

この武雄市においてもですね、本当に誇れる地元の特産品等たくさんあります。

それをこう、目をつけていただいて、それを取り込んでいくのと同時に、新たな特産品を一緒に開発する必要もあるだろうと思いますけれども。

あと、ふるさと納税の点で一点、よく言われているのが金曜日の夜に出発する裏メニューと

いうものが騒がれておりましたけれども、その運営サイトで表示される分もあると思うんですよ。

武雄市側からこれをやってくれということが多分ないでしょうから、運営サイトの中での話なのかなと私は思っておりますけれども。

そこで、運営サイトで表示されている返礼品のチェック等はどうされているのか、総務省の通達では、電化製品とか、そういう転売できるもの、かつお金にかえられるようなものはふさわしくないとなっております。

しかしながら、いろんなサイトを使っているところ、ふるさとチョイスとか、ふるなびとか、いろんなところで使っておられますけれども、この中で私1点気になったのが、26万円でお米1年分。

この1年分というのは、農林水産省かどこかで計算をされて、1人が1年間の量だと、かなと思っております。

プラス、何か立派な炊飯器がついていくというような表示をされている分ですね、この辺はやはりちょっと違うんじゃないかなと思うんですけど、この辺いかがでしょう。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／まず、このチェック機能でございますが、この返礼品につきましては随時、武雄市ふるさと納税応援事業者への例の返礼品選定委員会というのを内部で設けまして、随時開催し、返礼品として妥当なものかについて審査を行っているところでございます。

先ほど、議員が申された返礼品につきましても、当然この審査会を通過しております。

ありましたように、まずは、市で生産されたお米を基本、返礼品とされるものに附属したものであるということで、私どもとしては現在、通しておりますけれども、一定の指導のもと、現在、調整を行っているところでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／調整を行っているということですね。

これは、よそも本当に真摯にこれを受けとめていただいて、やって、公平なふるさと納税につながるように今後も声を挙げていただければなと思っておりますけれども。

最後に、このふるさと納税に対する。

最後って、質問の最後じゃないですよ。

この項目の最後です。

この返礼品、ふるさと納税に対する運営委託費とか、さっき申しあげました運営サイトです

ね、そういうふるさと納税にかかわる経費の割合についてお尋ねをいたします。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／経費にかかわる分でございますが、まずもって、このふるさと納税の返礼品、または経費等につきましては、今回の補正予算案にも計上しておりますので、詳しくは申し上げることはできませんが、まず、前にも御報告しておりましたが、納税額の10%を委託料として委託業者に支払っておりますので、その内での経費というふうに考えていただいて結構かと思えます。

議長／12番 池田議員

池田議員／全体額の10%。

この補正に上がっている金額がということではなくて、割合と、当初予算から割合はずっと決まっていると思うんですよね、ここに幾ら払う。

また、運営業者さんと1年契約で多分されていると思うんですよ。

今、非常に課題となっているのは、その高額な返礼品、本来の目的から外れた、返礼品に目が行きがちなこの制度の継続性、これと、最終的にポータルサイト、事業者への支払いに多く使われることが今後の課題であると、いろんな問題がこう言われておりますけれども、今、課題については、各ふるさと納税の担当業務者の意見を集約したものであります。

これについても、経費を縮減していく、そして、実を残していく、こういうことも必要じゃないかと思えますけれども、この点いかがでしょうか。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／議員おっしゃられるとおり、これにつきましては、随時検討して、縮減に向けて頑張っていきたいと思っております。

議長／12番 池田議員

池田議員／先ほど申し上げました、地域のものを使って地元の特産品を買う(?)やっっていく。

そういう中に、次に自治体特選ストアということでお尋ねをしますけれども。

この自治体特選ストアは立ち上がりのときは古賀部長も大きくかかわられたかと、じゃない

かなと思いますけれども。

これ、地元の業者を活用していくためにも、地元の業者を育てるという面で、この自治体特選ストアは、私、ふるさと納税にも発展していくのかなという、こう期待を寄せておりましたけれども、今回、平成30年の3月をもって閉店となっておりますけれども。

これをふるさと納税の、地元の、武雄の業者として育てることができなかったのかなというのと、この自治体特選ストアの発足の経緯と、これまでの事業について、そして、閉店の理由についてお尋ねいたします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／自治体特選ストアの発足の経緯でございますけど、地域特産品の魅力を掘り起こし、地域の埋もれた魅力ある特産品を日の当たる場所へと導き、地域所得の向上を目指すことを目的といたしまして、全国に先駆けて、平成23年11月、F&B良品として、武雄市から事業を開始したところどころ(?)でございます。

その後、自治体特選ストアにサービスを移行しながら、各加盟市町村と協議会を結成いたしまして運営を行ってまいりました。

以上でございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／全国に先駆けて始まってきたということですがけれども、この業務の流れについてはどのような事業をされたのかお尋ねいたします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／業務の流れでございますけれど、それにつきましては後ほどの答弁でよろしゅうございませうか。

議長／通告なし。

神宮営業部長／通告を受けておりませんので、その質問についてはお答えすることを差し控えてさせていただきます。

議長／差し控えじゃなく、後ほど答弁よろしいでしょうか。

神宮営業部長／はい、すみません。

後ほど答弁いたします。

調べて答弁いたします。

議長／それでいいです。

12 番 池田議員

池田議員／それと、平成 30 年の 3 月末で閉店をされております。

平成 30 年の実行委員会の、物産まつりの実行委員会の予算の中から、閉店した自治体特選ストアに前出しというか、先取りじゃないです、平成 30 年度の予算から 29 年の事業に対して支払いをされておりますけれども、これ今年の、今年度 3 月、平成 30 年の 3 月議会の折りに、この c o t o d e 社ですね。

物品の調達において、昨年、契約をされました。

そして、3 月議会の折に、代表取締役が変更しているじゃないかという御指摘を受けて、これは法人との契約上、問題ないという答弁をされましたけども、これ調べていったら、平成 30 年の 2 月の時点で、その交代された取締役の方が平成 30 年 2 月 21 日に辞任をされていて、登記上、代表取締役もだれもない状態になってたわけなんですよ。

私は 3 月の時点で法人の契約だから大丈夫だろうなと思っていましたけども、代表取締役がいなくなった状態でのこういう支払とか、契約については問題はないのかお尋ねします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／委託契約先 c o t o d e の代表者不在時の取り扱いでございますけど、委託契約先の代表者が不在であるという申し出もなく、その事実を知ったのが契約満了後でございました。

委託契約については、すべて契約どおりに履行（？）されたものと思い、問題ないと考えております。

議長／12 番 池田議員

池田議員／指摘を受けたのは、3 月の一般質問の中で指摘を受けているわけですから、すぐ確認をするべきだったんじゃないのかなと。

不在なんですよ。

それで、どういうお金のやりとりをされたのか、その辺もちょっとあれなんですけど。

これ、前年度の物品調達ですね、これ予算繰り越して30年度のほうに回っておりますので、この点については次回お尋ねしたいと思いますけれども。

これ、地元の業者を育成させるということで、物品調達のときも。

だからこそこの自治体特選ストアもそういうふるさと納税にかかわる事業者とか、そういうふうに育てていけなかったのかなと思っておりますね。

次に、これまでも6月、9月と質問をさせていただきましたけども、武雄市の職員、派遣、研修について、これまでいろんなやりとりで派遣、研修ということで答弁をされておりましたけれども、私その派遣、研修という、つながっているところがちょっと若干まだ納得できていないところがあって、これも少しずつ質問して納得をしたいなと思っております。

平成29年9月15日付で派遣研修の御依頼という文書が送付され、平成30年2月19日付で派遣依頼書という文書が送付されております。

そして、平成30年3月30日付で派遣の協定書締結、そして、30年4月1日から平成32年3月31日の期限で職員さんが派遣をされておりますけれども。

この派遣に対して、これ派遣研修ということで言われておりますけれども、この派遣の研修の目標、そして、研修に関する計画の指針となるべき事項、そして、その他研修に関する基本的な方針を定めてあるものについて、どういうふうな目的、指針、計画になっているのかお尋ねいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／御質問の件につきましては、武雄市人材育成基本方針ということで定めをしております。

目的は市民が満足する行政を達成するため、それから、方針の目標といたしまして職員の意識改革、それから、専門性の向上、組織の活性化、視野の拡大と、このようなことが大きな目標ということで定められております。

議長／12番 池田議員

池田議員／武雄市職員研修規定等にありますが目的として、今申し上げました研修に関する計画、指針等を踏まえて、職場外研修の研修期間、そして、科目、講師等については、その都度、任命権者が定めるというふうに書かれておりますけれども、これ講師だれなんですか、ください。

お尋ねいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／派遣、研修につきましては、座学でもなければ、規定のカリキュラムに基づく講習会、研修会でもございません。

業務の中で、民間における基本的な考え方や知識、ノウハウを習得するものでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／業務の中でということは、空き家に関する、空き家対策に関することを調査及び研究をしたりする業務の中でスキルを上げていくというような研修でいいのか、もう一度、確認をさせてください。

議長／水町総務部長

水町総務部長／そのとおりでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／通常の業務の中でこれを、講師等はいない。

その中で、みずからその問題に取り組んでいけというような感にもとれるんですが、実質、職員さんの報告書等について、前回も質問をさせていただきましたけれども、その職員さんの勤務状況の確認と、研修報告については、前回いただいたのは1日どこに行ったという日報ですね、日報はちょっといただきましたけれども、何のことにに関してどう研修をしていると、そのレポートについてはどのようにされているのかお尋ねをいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／前回もお答えいたしましたとおり、毎月の業務報告を受けているところでございます。

それから、レポートにつきましては、これは研修終了後に全体まとめて提出させる場合もございまして、途中経過でレポートの提出を求める場合もございまして。

議長／12番 池田議員

池田議員／まとめてということですね。

一番最後に、どがんことが(?)、どういうものを研究してきたということで、職員研修規定の中にも、研修の効果を測定するためという第8条の部分がございまして、ぜひ武雄市のために、本当に大変な中、頑張っておられると思います。

自分一人で行って東京の中で、また、沖縄に飛んだり、北海道に行ったり、いろんな各地を飛び回りながら研究をされておりますので、その辺についても今後、我々もその報告を期待したいと思っております。

ぜひお願いをいたします。

空き家対策の部分で、武雄市と、前回も少し触れましたけれども、ZABですね、これザブ(?)と言うんですかね。

これと協定締結ということで協定が交わされておりますけれども。

この空き家バンク推進機構との締結がされましたが、この協定締結には支援とか、費用についてはまだ協議をしていないということまでお尋ねをいたしました。

今回、この協定締結後の、この全国空き家バンク推進機構さんが各自治体の職員さんを派遣していただいて事業をされておりますが、この事業の展開についてはどのような展開になっているのか、業務の実態についてどのようなことをされているのかお尋ねいたします。

議長／高倉まちづくり部理事

高倉まちづくり部理事／おはようございます。

ただいまの議員の御質問でございますが、全国空き家バンク推進機構につきましては、先に連携協定をしております別府市、北秋田市はどのような取り組みをしているかは把握をしております。

ただ、武雄市におきましては、連携協定を締結後に空き家バンク推進機構より、協定の項目について具体的な取り組みに関することについて、担当課のほうに課題の聞き取りを行われたところでございます。

今後は機構が連携している企業から、市の課題解決につながるような提案がなされ、マッチングができれば取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長／12番 池田議員

池田議員／まだヒアリングをした時点で、業務の実態としてはどのようなマッチングをされたとか、そういうものは武雄市においてははないということよろしいでしょうか。

議長／高倉まちづくり部理事

高倉まちづくり部理事／今現在、聞き取りをされたところでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／スマイル支援課（？）からの派遣ということなんですけれどもこれ。

その前に、この協定締結時におけるお話の中でZ A B、それともう一つ資料の中にZ A B C、これザブシーと読むのか、ザブクと読むのかちょっとわかりませんが、これも法人だと思うんですよ。

この、ザブクかザブシーかちょっと読み方はわかりませんが、この会社の法人について、この会社はどのような法人なのかお尋ねをいたします。

議長／高倉まちづくり部理事

高倉まちづくり部理事／議員が御質問されているZ A B C、ザブックでございます。

正式名がZ A B Cでございますが、一般社団法人全国空き家バンクコーディネートであります。

全国の空き家の利活用を推進するために設立をされました法人であります。

この全国空き家バンクコーディネートは、空き家バンク推進機構と連携しまして、空き家等に関します業務を行う協力法人と聞いておるところでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／コーディネートをすると。

空き家バンク、樋渡理事長の会社と連携をして事業を行っておられる会社だということでお聞きをしました。

これもまた今後、連携が武雄市とも必要になってくるのかどうか、こことの連携があつてからそれでやっていくのか、その辺についてはまだ方向性は決まっていないでしょうから、答弁は多分ないと思いますので求めませんけれども。

これ、この間、派遣された職員さんが、幾度となく、武雄市に拠点を置いて活動するという答弁を前回の議会のときいただきましたね。

拠点がここなのか東京なのかちょっとわかりませんが、いろいろ聞いていると、全国

飛び回って本当にいろんな研究を、本当に熱心にされていると思います。

自治体とのマッチング、話し合いとかも本当に非常に頻繁に頑張ってやって、物件も探していかなければならないし。

そういう中、この空き家バンクと協定をされたとき、理事長が空き家をプラットフォームにして公民連携の形が武雄市から生まれることを期待したいと、精いっぱいサポートすると申されておりますけれども。

いろいろ連携の及び(?) 目的、協力事項、書かれている中に、それぞれの役割で必要な支援を行うということになっておりますけれども、これ、発足した当時だったんでまだ協議していないということなんですけれども、今現在、全国飛び回って、武雄から沖縄に行ったり、東京から沖縄に行ったり、いろんな出張があると思うんですよ。

武雄から行く場合は武雄が持つものなのか、それとも、東京から沖縄に行く場合は、これ、武雄から行く場合の旅費規程等があると思うんですよ、また、派遣先から行く場合と。

この辺の旅費の、旅費、宿泊費、そして、東京での家賃、多分家を借りられているんじゃないかなと思うんですけれども、これ派遣の当初の協定書の中では武雄市が費用を持つと、職員さんの給与についてはですね。

旅費等については向こうが出すべきなんですけれども、この辺のような協議をされたのかお尋ねいたします。

議長／高倉まちづくり部理事

高倉まちづくり部理事／議員が質問されております派遣職員の旅費でございます。

東京や沖縄島に移動する費用につきましては、全国空き家バンク推進機構の業務に当たりま

／家賃は。

議長／水町総務部長

水町総務部長／家賃につきましては、派遣、研修の一環でございますので、武雄市のほうで借り入れをして準備をしております。

用意をしております。

議長／12番 池田議員

池田議員／そして、この空き家バンク推進機構、理事さんいろいろおられますけど。
先ほど、自治体特選ストアの部分でも、さまざま社長が交代されてという話もしましたけれども、ここの監事にc o t o d eの社長が一時期、就任されておりましたが、この点については問題ないでしょうか、お尋ねいたします。

議長／高倉まちづくり部理事

高倉まちづくり部理事／市としては問題ないと思っております。

議長／12番 池田議員

池田議員／以上で一般質問を終わります。

議長／以上で12番池田議員の質問を終了させていただきます。
ここで議事の都合上、5分程度休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、15番松尾初秋議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／皆さん、おはようございます。

同僚の議員さんから、きょうは地味ですねって言われましたけれども、きょうはシックな洋服で、シックに清楚に質問をしていきたいと思っております。

議長より許可をいただきましたので15番、私、松尾初秋の一般質問をさせていただきます。
執行部の答弁は、簡潔で正確にお願い申し上げます。

まず、ふるさと納税についてでありますけれども、総務省から返礼品を納税額の3割以下にすることと、地場産品にすることを求める通知が来ていると思っておりますけれども、武雄市ではこれまで地場産品以外のものを使っていたと思っておりますが、具体的にどういうものを使っていたのかを、まずもってお尋ねしたいと思っております。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／返礼品の中の地場産品以外のものですが、代表的なもので言わせていただきますと、北海道産のいくら醤油漬、ズワイガニ、またホタテ貝、それと国産の豚肉ということで、地場のものではない商品、販売店は当然武雄市***でございます。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／これは先ほどの池田議員さんも御指摘があったように、やっぱりその地場産品以外の返礼品は、もう何て言うんですかね、できないようになる中で、やっぱり地元の返礼品の掘り起こし、開発が必要に、絶対なってくると思うわけですよね。

地場産品の開発、掘り起こし、必要になると思いますけれども、この点について、今どのように進んでいますか、お尋ねしたいと思います。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／総務省の通知を踏まえまして、今後、地場産品の掘り起こしや開発等につきましては、これ以上に積極的に行う必要があるというふうに考えております。引き続き地場産品の掘り起こしや開発の推進を進めていきたいと考えております。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／抽象的、答弁でありましたけれども、具体的に何か、掘り起こしなり何かあったら、ちょっと御紹介ができる範囲で御紹介できませんでしょうか。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／現在、返礼品につきましては、ふるさと納税業務を委託する委託業者さんのほうに、その掘り起こしについてもお願いしているところでございます。

具体的なものについて、今はちょっと持ち合わせはございませんが、委託事業者さんのほうにそのあたりを十分踏まえて***をしているところでございます。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／わかりました。

いずれにしてもですよ、もうその返礼品競争の時代は終わったというふうに私は思うわけですよ。

これだけの通知、通達が来た中でですよ。

もう以前も言うとりましたね。

もう何ですかね、目的を指定しての寄附、これも池田議員も***けれども、クラウドファンディングですかね、これは絶対必要だと。

私も以前も言っていましたよ。

絶対これが必要じゃないかなというふうに思います。

もう競争の時代は終わったと、返礼品競争の時代はもう終わったんだというふうに、つくづく思うわけでございますけれども。

問題点としてはですよ、いつもの答弁の中ですよ、せんですかって言うたらですよ、もうその用途が限定されて硬直化しているという話をいつもされますね。

だから、もし集まった金額の、例えばこの前も話しもしたけれど、2割とかね、3割は自分たちが勝手に使えますよ、自由に使えますよという前提で、ある程度目的を。

何の目的か、そういうことは今回は言いません。

でも、共感するような目的を設定して、制定してやっぱり集めるべきだと思うわけですよ。

そして、例えば2割なら2割、例えば5億集めて2割やったら1億ですからね、自由に使える金が。

だから、もうこういうふうな、これは一つの私の例えばの話で2割とか言っていますけどね、いずれにしても硬直化しないように、全部をその目的に使うんじゃないくて、一部は自由に使うという前提で集めれば良いと思うわけですよ。

だから、質問といたしまして、そういうふうな目的を指定しての寄附について、今までは考えてないという話やったですけどな(？)、もうにゃ(？)せんばいかんじやなかろうかと思えますけど、どがんでしょうか、もうにゃ(？)せんですか、どがんでですか。

議長／小松市長

小松市長／これまでは用途を限定した寄附というのは硬直化すると、まさに議員さっきおっしゃったとおり、ので考えておりませんということでしたけれども、10月に総務省からも通知が出まして、返礼品に対して目的と見直しをいろいろ通知に沿ってしていくという状況でありますので、やはりそこは私たちとしては共感をしてもらって、そしてより多くの寄附をいただくというところでは、そういった目的を定めて寄附を集めるというの、時代の流れとして選択肢の一つではないかというふうに私も考えておりますので、そこはしっかりと今

後選択肢の一つとして検討してまいりたいと考えております。

議長／15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／いずれにしても、もうにゃ（？）もせんばいかんことですもんね。

もう今まで私たちもほかの議員さんもずっと言うてきましたけどもね、もうそういうふうな規制のかかって、今からはもう返礼品競争の時代は終わったんだという中で、やっぱりそういうふうな目的を決めて、寄附は集める、ふるさと納付税を集める、もうそういう時代に来ていると思いますので、今からしっかり、どういふのでしたら集まるのかについて研究して、こういうふうに進めていただきたいと思います。

もうこの部分はこの辺で終わって、次に保養村についてでありますけれども、まずもって質問といたしまして、観光ボートの利用状況、今どういう状況でしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／保養村におけます観光ボートの利用状況でございますけど、先月末現在 4502 隻、201 万 430 円の収入で、対前年比 95%となっております。

議長／15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／保養村のゼンキ（？）を出しましたけれどね、実は今年の夏は水不足があったですもんね。

結構水不足で、農業用水の渇水対策会議もあっておまして、そういう中で観光ボートの運営には影響はなかったでしょうか、まずお尋ねしたいと思います。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／7 月 9 日以来の大雨以来、市内では少雨と猛暑の関係で、観光ボートを運営している池ノ内ため池の水位も大きく低下をいたしました。

しかしながら、栈橋の利用も可能で、ボートに必要な水深も確保できたため、運営することができました。

議長／15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／全体的に水不足の中でもボートができたという話でございますけれども、実は、この池ノ内ため池に関する契約書がここにございまして、武雄市長を甲として水利組合を乙としての契約なんですけれども、この中の水利のところの第6条、池ノ内ため池の水利については、甲は乙の計画に従うものとするというふうになっておるわけですよ。

ということは、甲はということは、武雄市長は、武雄市は、乙、水利組合の計画に従うものとなっていることで、そういうふうな契約を結ばれておるわけですよ。

甲が武雄市市長、乙が池ノ内水利組合ですかね。

ということは、わかりやすく言えば、農業用水が優先だということ。

これ、間違いないと思いますけど、お尋ねしたいと思います。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／議員おっしゃるとおり、農業用水が優先でございます。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／実はそういう中で、ことしの夏に農業関係者が、具体的に名前を言いませんけど、関係者が水を落としてくれっていうお願いをしたわけですよ。

そのとき、結果的には落としてもらったんだけどね、その中の理由(?)の中に水は節約してくださいって言いさったと、これはわかりますよね、水が足らんけんですよ、節約。

その中にですよ***それは保養村関係者が言いさった言葉なんですけれども、水は節約してほしい、水位が下がれば、このボート場のこの栈橋が使えなくなるけんということは、こいば下がったら使え***わけですよ。

こういうことが言われているわけですよ。

本来、農業用水が優先なんですよ。

そういう中で、農業関係者が水を落としてくださいとお願いしたときに、節約してくださいって、これはよかですよ、節約してくださいと、そいば(?)保養村関係者が言いさったわけですよ。

その中に、そういうことば言うとなさわけですよ(?)。

このことについて市は把握していますか、お尋ねしたいと思います。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／観光課含めまして、そのほう（？）には報告を受けておりません。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／これは私が農業関係者から聞いたんだからですよ（？）、これは私も間違いな
いと思うんですね、事実なことですよ。

こういうことがあっているわけです。

だから私も、もうその農業関係者も保養村関係者もちょっと知っている人だから、固有名詞
は出しませんが、そういう話ですよ。

だから、私はこういうふうなところからして（？）やっぱり、この農業用水が優先だという
ことを、もうやっぱりしっかりと頭の中に入れてしてほしいと思うわけですよ。

何といたって、ボートも大事だけれども、やっぱり何ていたって、農業用水が大事な
んだということが第一なんですよ、この契約書からいってもですよ。

そこで、例えば、水位が低下したらこの棧橋を延ばすとか、場合によってはもうボートを休
むとか、運休するとかでもよかったんじゃないかなと思うわけでございますけれども、いず
れにしても、この点についてどがん思うんですか。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／議員おっしゃるとおり、今後も農業用水としての利用を優先といたしまして、
域内農業者に配慮した運用を行ってまいります。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／いずれにしても、そういうことを徹底してもらって、やっぱり農業用水が優
先だと、その余力でボートをするとかですよ。

だから、そこはやっぱり徹底していただきたいと思います。

とにかく、これは農業関係者からこういうことがあったということで、私にお話がありまし
て、じゃあこれを一応、くぎを刺すつもりでこういう話を一回しとったらいかなということ
で、今回質問という形になりました。

いつも早い（？）ですね。

次に移りたいと思います。

次は、家屋の全棟調査について***。

これを読み上げますけど、建物を使用されている皆様へということで、家屋の全棟調査に御

協力をお願いしますということで、武雄市では市内の全家屋を対象に家屋の全棟調査を実施しています。

この調査は市に備えつけている固定資産税の家屋課税台帳に登録している事項、所在地番、種類、構造、床面積等を現状と現地において比較照合することによって、増築や未調査によつての課税漏れ、または取り壊し等がある家屋を調査、確認するもので、既に課税されている家屋との公平を期し、公正で適切な固定資産税の課税を行うためのものですということで、***言われていますけれど、また私も読み上げましたけども、もうわかりやすく言えば、確認で聞きますけれども、この目的は公正、公平の課税のために間違いないか、まずもってお尋ねしたいと思います。

議長／水町総務部長

水町総務部長／家屋の全棟調査については公正、公平で、適正な課税をするためのものございます。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／ちょっと質問と***けどね、公正、公平と言えどもだ、恐らく、こいばすっから(?)には、恐らく税収増ば(?)考えていらっしゃると思うわけですよ。

宮本さんもちよつと話されましたけどね。

幾ら考えているんですか、これで。

答弁をお願いします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／財源獲得を目的とするものではございませんけれども、先行自治体の例によつて、仮にその実績等から推計いたしますと、年間2500万程度になろうかと思ひます。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／年間2500万ということは10年で2億5000万、これはずっと古うなつたぎ、建物ですと(?)下がっていきますよね。

それでも、2億二、三千万ぐらひは10年間では入ってくるのではないかなということだと思ひますよね。

これは私の思いですけど、恐らく1年間に2500万っちゃうことで考えていらっしやるとすればよ。

そこですよ、これ当初予算に入っていましたね。

2億1000万がこのために、調査に計上されておりましたけども、実際に委託契約額は幾らになったんですか、この調査にかかる費用は。

議長／水町総務部長

水町総務部長／全棟調査の委託額でございますが、本年度から3カ年の事業でございます。総額で1億8252万円でございます。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／3カ年で1億8252万円ですね。

はい、わかりました。

そこで、ちょっと私の考えを言うんだけどね、これ地方自治法がありまして、この中で、488条固定資産税の実地調査ということで、市町村長は固定資産税評価員または固定資産税評価員補助員に当該町村所在の固定資産の状態を毎年、少なくとも1回は実施し、実地に調査をしなければならないということで、これわかりやすく言えば、市町村長はということは、武雄市長はということですね。

固定資産税評価員ってのはだれかなといったら、これ税務課長なんですよ。

税務課長または固定資産税評価補助委員っていうことは税務課の職員ですね。

だから、武雄市長は、税務課長とか補助員に対して当該市町村だから武雄市の固定資産税の状況を少なくとも1回は実施して、少なくとも1回でね、実施して調査しなければならないということになっているわけですね。

だから、日ごろ調査が必要だということですよ。

これで、そういうことうたってますよ。

そして、私が聞くところによると、やっぱり3年に1回、航空写真でこう見て調べているとか、あとは建て物の建設確認かな、建築確認か、そのときも調べているということ話を聞きました。

そこで僕は思うんだけども、これ例えば、あなたたちが2500万考えたと、大体それぐらいふえるだろうと考えてですよ。

これがもしですよ、まあ500万ぐらい多かってもよかですよ。

少なかつても、これは許容範囲かわかりませんよね。

これは私の考えですよ。

これがもし、よんにゃ（？）ふえてしもうた、5000万にもなったよって、してみたらって。じゃあ仮に3倍になったと、7500万になったって、もしこういうふうにかかぎ多かだね、武雄市内よかかわからんばってんですよ、じゃあ日ごろの調査は何も必要やった（？）ということは証明しようと一緒にするでもんね。

かといって、これがしてみた、1000万しか出んやっただいって。

たった1000万しかふえんやっただ。

そういう費用対効果は何やったとか***しかならんですよ。

どっち転んでもよ、どっち転んでも、ふえても少なくとも、私もけちがつくと思うわけですよ。

想定内ならよかですよ。

プラスマイナス500ぐらいやったらよかでしょう。

でも、私はですよ、これね、ふえても減ってもけちがつくんじゃないかと思うんですけれども。

その点、どがん思うですか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／この全棟調査につきましては、再三申し上げますが、公平で適正な課税のためでございます。

現体制におきましては、市内全域のすべての新增築家屋の状況を把握することには限界がございますので、未評価の家屋が一定数存在すると思われますので、税の公平性を確保するためには、ぜひ必要な事業であると考えております。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／目的は公平、公正だからそういう答弁になると思いますけど。

でも、結果論としてよ、してみてもよ、多かたら多かた、これ何しよった***、日ごろの調査ば。

日ごろ何も調査しとらんこと（？）証明になると思うんですよ、多かぎ多かだ。

少なかぎ少なくてよ、1億8000万もかけてさ、何やったって、何もふえんやっただいって、***じゃなかるうかっていうふうに見られんこともないと思いますよ。

それ以上言いませんよ、公平、公正が目的だから言いませんけど、結果論でそうなりますと私は思いますよ。

どっち転んでも。

だから、ようしんさったなっていうふうに思いはします。

そこで、ちょっと私がお尋ねしたいんですけど、これ、全棟調査は調査員委託していますけども、これは地方税法の中の 353 条で、地方税（？）議員等の固定資産税に関する調査に係る質問調査権という、調査権があるわけですね。

そこで、例えばその中の 357 条の中で、調査権を拒否、虚偽（？）に関する罪っちゅうことで、次のいずれかに該当する場合は、1 年以下の懲役または 50 万以下の罰金に処すということで、例えば帳簿を見せんやったり、拒んだり（？）、忌避したりした場合は、そういうふうには当てはまるわけです。

まあ、いろいろありますけどね。

具体的に言えばそういうふうになっているわけですけども、この委託業者もこういうふうな調査権ああとですか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／税務課職員には、御紹介のとおり調査権がございますけれども、委託事業者には調査権限はありません。

そういうことで、市民の皆様の御理解をいただいた上での任意調査になりますけれども、委託事業者で調査できなかったものにつきましては、税務課職員が調査するということになります。

議長／15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／ということは、その調査員さんが委託業者が来て断わされた場合は、また改めて市の職員さんと一緒に同行して権限をもっていくということですね、はいわかりました。これはこの辺でちょっと終わっていきたいと思います。

私が言いたいのはね、ただ、今言ったことですよ。

こいは多かっても少なかっても、ちょっと問題じゃなかろうかなと。

想定ならよかですよ。

プラスマイナス 500 ぐらいならよかですよ。

3000 万になったって、2500 ぐらい大体、他の市の状況を見ながら予想してこれに取り組んだと。

それが 2000 万やった、3000 万やったと。

プラスマイナス 500 万円ぐらいまでやったら想定内かもわかりません。

ふえすぎたらね、日ごろの仕事は何もしよらんやったってふうに見られますし、少なかり、少なかり、費用対効果は何やったとやろかというふうに思われるかもわかりません。

これだけは言うときます。

***わかりました。

次に、障害者雇用についてお尋ねしていきたいと思いますが、ちょっとまず、新聞の話
をちょっとさせていただきますけれども。

これは今年8月17日の新聞でございまして、障害者雇用42年間水増し、中央省庁実態は半数。

国土交通省や総務省などの中央省庁が義務づけられていた障害者の雇用割合を42年間にわたって水増しし、定められた目標を大幅に下回っていたとして、政府が調査を始めたことが16日にわかったということで、これ8月の16日ですね。

わかったという話でございました。

そして、今度また、これは10月23日の、これも佐賀新聞なんですけれどもね。

障害者雇用、恣意的に解釈。

視力の弱い人や死亡した人も算入って。

省庁3700人水増しということで載っていました。

検証委員会は33の行政機関にヒアリングを実施、昨年6月時点で28機関が3700人を不適切に計上していたことを認定。

全国の地方自治体では、3800人と判明し、国、地方、合わせて7000人を超す規模になったと。

地方自治体もあつとるわけですよ。

そこでお尋ねですけど、武雄市は大丈夫ですか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／武雄市におきましては、障害者雇用数の水増しはございません。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／では、この障害者雇用率、じゃあ達成していますか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／平成30年6月1日の基準日において申しますと、法定雇用率2.5%に対しま

して2.25%であって、達成できておりません。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／やっぱりこういうふうな***やっぱり達成できんのかな。

***ですね。

聞くところだと、現在は達成しているという話も聞きました。

これは、民間、物すごく厳しかとですよ、これについてです。

私もこのごろわかりました。

でもね、民間企業の場合、常時雇用している労働者数が100人を越えるところは、障害者雇用率は2.2%、国とか地方は2.5%。

まだ低いですよ。

未達成の事業者には、法定雇用者数に不足する障害者数に応じて、1人につき月額5万円です、障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされているということでなっていました。

ただ、特例として100人から200人までのところは5万ではなくて4万っていう話も聞いておりますけれども、いずれにしても、相当なペナルティのああとですよ。

それで、一定以上の障害者を雇っていない企業の負担を求める障害者給付金制度に基づいて、2017年、去年ですたいね、去年は企業が国に支払った納付金が293億円に上ることが28日にわかったということで、これは8月28日のニュースなんですけども、8月の28日にわかったという話は載っていました。

そして、民間企業の障害者の基準に満たないと罰金の形で納付金を求められ、一方、水増しの雇用が発覚した中央官庁などは罰則がなく、官民の間の不公平感が広がっている話が載っていましたけども、いずれにしても、こういうふうに民間は物すごく厳しかとですよ。

これがですよ、厳しいんですよ。

そういう中で、これ市からもらいましたけど、チラシもらいましたけど、2.5%ですね、今年の4月から2.5%なっとうとですよ。

実はね、これあと3年後、平成33年4月にはまた1%上がって2.6%になるとですよ。

そういうふうに、だんだん厳しくなっているわけですよ。

そこで、質問になるんですけども、こういう、武雄市に採用試験の御案内をいただきました。

その中に障害者の特別枠っていうのがあるんですよ。

身体障害者枠っていうんですかね、これもらいましたけれども。

一般職の中で、介護者なしで職務の遂行が可能な人とか、採用試験の申込時に身体障害者手帳の交付を既に受けている人とか、活字印刷物によつての出題及び口述による面接試験に対

応ができる人ととか、平成13年4月1日までに生まれた人ととか、大卒、短大卒も含みますと
いうことで、こういうふうな内容をいただきましたけどね。

まずもってお尋ねしたいのは、この身体障害者の募集の状況はどがんですか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／募集、採用試験の状況でございますけれども、合併後、身体障害者枠での採用試験を5回実施しております。

直近では平成29年度、それから、平成30年度に募集はいたしましたものの、採用には至っておりませんので、さらに採用に向けて方法や条件等を検討してまいりたいと思います。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／頑張っていたきたいと思いますけどね。

実は、これ県なんですよ。

これは、ここに新聞記事ありますけれども、県職員の特別枠の採用を本年度、試行的に、知的、精神障害者にも広げたということで載っております。

内容から言いますと、佐賀県は身体障害者だけが対象になっている県職員の障害者別枠採用についても知的や精神障害も対象に拡大すると検討を始めた。

知的障害者に関しては、本年度内に非常勤職員で採用し、障害の特性を見定めたいとしていると。

担当業務を精査した上で、早ければ2020年には正式に採用するというところでこういうふうに、このように書いてありますけどね、載っておりますよね、こういうのがですよ。

こういう新聞記事で、県がこういうふうに、特別枠で知的や精神障害にも広げるとことが載っておりますけども。

質問といたしましては、武雄市でも県のような取り組みをしていただきたいと思っておりますけれども、この件についてどがんでしょうか。

議長／小松市長。

小松市長／障害者の雇用促進、これは非常に大事であります。

私も就任後、力を入れていまして、市内でも障害者雇用率が上昇しているという中で、行政もやはり率先してやっていかなければならないと思っています。

今、法定雇用率も、今、現段階では満たしておりますけれども、今後、法定雇用率自体が上

がっていくというのは議員御指摘のとおりであります。

ここについては、例えばどういった仕事を担当してもらうことができるかと、佐賀県以外にも他県の例があると私も聞いておりますので、知的障害者の方、精神障害者の方の採用についても、ぜひ検討を始めたいと考えております。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／本当に大事な部分なんで、しっかりとやっぱり進めていただきたいと思えます。

本当に、雇用率が下がることはないですよ。

ずっと上がっていきますよ。

そこで、こういうふうなところに広げていかないと確保が、もう今は人手不足ですから、どの企業でも。

そういう時代ですからこういうふうには、やっぱり先進的に取り組んでいただきたいと思えます。

次に、市道天神崎白岩線のプレートについてでありますけれども、まずもってお尋ねしたいと思えますけれども、市の木、市の花は何ですか。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／現在、市の木は楠でございます。

市の花はツツジでございます。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／市の木はクス、花はツツジですね。

これ何ですか。

市の木は梅って書いてあります。(?)

市の花ツツジ、これはよかですよ。

こいですよ、問題は。

市の木、梅。

こがんなつとうですよ。

こいはですよ、市の木、梅っていうのはうそですか、スラごと(?)ですか、これ何ですか。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／議員お示しの梅でございますが、合併前に設置をしたプレートでございます。

松尾初秋議員／合併前は市の木は梅やったぎ、そのままのということですね。

これはもう合併して12年たつわけですよ。

これば市のほうでこの言葉おかしかなって気づく人は一人もおらんやっただですか。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／御指摘のとおり、把握をしておりませんでした。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／これはいかがな(?)問題ですよ。

これね、市民の人が7月にいうとんさあとですよ。

おかしかですよって。

何カ月たつんですか。

7月、8月、9月、10月、11月ですよ。

5カ月ですよ。

そのときね、いんさったとはね、***みえんことしますけんって***らしかですよ。

なんもせんし、ほたつとやなかですか。

質問ですけども、何でほたつてるんですか。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／議員おっしゃるとおり、市民の方よりことしの7月ごろ質疑があったところ
でございます。

すぐさま現地を確認いたし、道路管理者とも協議し、職員による作業で対応できないものか
を検討しておりましたが、結果といたしまして簡単にできず、今にいたったわけございま
す。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／あなたたちがほたっとうけんね、私にこの話がきたとですよ。

あんたもういうてくんさいって。

なんもせんばいって。

はっきり言ってですよ。

だから私の登場する場面をつくったとはね、あなたたちですよ。

逆説的にいえばよ。

でもね、この人ね、頭きとんさ、この方は。

5カ月ほたらかされとるとですよ。

でね、確かにこれね、人体、身体、例えば人に被害を与えるような話しじゃないですよ。

でもこれね、大問題なんですよ。

今から提唱したいと思いますけども、この道路、市道天神崎白岩線、これは小学校の通学路じゃないですか。

質問です。

議長／松尾こども教育部長

松尾こども教育部長／議員御指摘の道路につきましては、御船が丘小学校の通学路となっております。

プレートの件につきましても、これまで教育委員会においても確認ができておりませんでした。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／今、教育に武雄市は一生懸命力を入れてますよね。

花まる学習とかいろいろしてですよ。

子どもたちは。

歩く度にですよ。

うそ***を、間違いを、おかしいじゃないですか、やっぱり。

小学生かわいそうですよ。

間違った認識を、知らず知らずのうちにすり込まれていくんですよ。

おそらく、市の花、これね、恐らく子どもたちも勉強していると思うんですよ。

市の木はなんですよって。

クスですよって、花はツツジですよって。

その中で子どもたちは混乱しますよ。

毎日毎日通る通学路で違うことをさらされて、嘘にさらされて、間違いにさらされて。
教育長どう思いますか。

議長／浦郷教育長

浦郷教育長／お話にありましたように、小学校3年生、4年生の段階で市の花、市の木について勉強しております。

そういう中で、おっしゃったとおり、学校では、副読本では市の木、市の花を習いながら登下校の際は違ったものを見ると、全く誤解することになってしまっていたんじゃないかというふうに、これは申しわけなく思っております。

従いまして、今後もその工事はお願いしたいと思っておりますけれども、市の木、市の花についてもですね、さらに指導を徹底していきたいと思っております。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／それでこれ、市道天神崎白岩線ですね、これはオルレのコースじゃないかなと思うんですよね。

オルレのコースじゃないですか。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／一部、九州オルレ、武雄コースになっております。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／ということは、やっぱり外国人にうそをですよ、うそっちゅうか、それは韓国の人だから、ひらがなは読めんかもわからんですね。

ひらがな、うめちゅうのは読めんかもわからん。

でも、市の木ぐらいはわかんさですよ、たしかね。

絵ば***、これは楠には見えんすもんね。

市の木は梅なんだなということは、想像をされてると思うんですよね。

外国人に***教えてですよ、嘘を教えてですよ、国際問題じゃないですかと私は思いますけども。

そう思いませんか、国際問題だと思いませんか。

このことについてどう思いますか。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／御指摘のとおり、好ましくないと思っております。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／いずれにしてもね、もう好ましくないどころか、これ、大問題なんですよ。

たしかに、人に危害は与えませんよ。

市道の梅って書いてあるこういうプレートがあってもね。

このことによってですよ、人をケガさせたり、何かするわけじゃないですけどね。

教育問題、国際問題、大変な問題だと私は思うわけですよ。

こんな小さなことかわかりませんがね。

そら言を、12年間、そして市民の人が教えてやって、これおかしかですよって教え***、

何もほったからして、5カ月もほったからして、市民の人本当、頭来てますよ。

親切に教えてやってるんですよ。

大ごとになるようじゃなかですか。

私が大ごとにしよるんですけどね。

大変なことですよ。

笑わないでください。

これは本当にね、教育問題、国際問題ですよ。

だから、この件についてはすぐでも取りかかっていたきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

議長／まもなく12時となりますけれども、このまま一般質問を続けます。

庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／議員御指摘のとおり、市民の方から御連絡いただいてから時間がかかってしまい、大変申しわけないと思っております。

今後発注いたします市道の維持工事におきまして、早急に撤去したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長／15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／いずれにしてもですよ、すぐにしていただきたいと思います。

やっぱり、教育問題、国際問題ですから。

次、新幹線についてでありますけど、実はきょうの佐賀新聞で、有権者 100 人のアンケートでリレー方式が 27 人、フルが 24 人、ミニが 5 人ということで、わからないが 43 人ということがきょう載ってまして、フルとリレー方式のままが拮抗しているというのが載っていましたが、これはあくまでもアンケートですよ。

100 人を対象にしたアンケート。

今回は世論調査の話をしていきたいと思いますが、私はアンケートと世論調査と、信憑性っていうか精度的にどっちが正しいのかよくわかりませんが、いずれにしても、きょうの新聞に載っていたアンケートで、わからない人が 43 人もあったわけですね。

でも、以前あった 9 月の 25 日の佐賀新聞によりますと、リレー方式で最多の 38 人ということで、38%がリレー方式のままがいいということで載っておりましたけども、これは以前もこの話をしましたけども、以前はそこの中にフリーゲージトレインも入っていたんですけども、今回はリレー方式のままか、ミニかフルかということで世論調査をされております。

その中で、この中で読みますと、リレー方式の継続は前回は 6.9%上回り、ミニ新幹線での整備は 6.9%の大幅な上昇となったと。

フルの規格は 0.4 ポイントで微減であったということで載っておりましたけども、いずれにしても、こういうふうな佐賀新聞の世論調査がありましたけども、このことについてどう思いますか。

議長／小松市長

小松市長／こちら、リレー方式のままでよいというのがふえたというのは、県がやっぱり財政負担が大変でしょうと。

そんなに時短効果もないでしょうという主張されてまして、それが県民全体に伝わっていった結果なのかなというふうに思うんですけど、さっき新聞記事にあったんですけども、一方で私が思ったのが、一番下の小さいんですけども地域での温度差というのをここで感じました。

小さいですけど、フル規格を求める割合は、佐賀市が 1 割台後半、小城市や神崎市は 1 割前後ということで、一方で武雄市や嬉野市ではフル規格を求めるのは 4 割以上ということで、むしろこの調査からは県内での温度差というのが私は浮き彫りになったと思っています。

やはり、松尾議員さんはリレー方式が最適じゃないかというふうにおっしゃっていますけれ

ども、従来からですね、私としましてはやはり西九州全体に関西からお客さんを、交流人口を増やすという点で引き続きフル規格での整備が最適だというふうに考えております。

議長／15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／私も観光面で考えた場合、市長さんがいいたいことですよ、関西圏からお客さんを引き込むのはフル規格のほうがいいんだろうというふうな見方もありますけどもね、私はこれ考え方ですけども、武雄と嬉野は温泉地帯でライバルと考えた場合、今は J R が通っていない嬉野より武雄が有利ですね。

今度、もしフル規格になれば武雄も全部停まらないし嬉野も全部停まらないかもわからない。半分ずつぐらいしか停まらないかもわかりませんよ。

でも、今のままだったら恐らく、武雄はリレー方式やったら 100%とまるですよ。

全部停まりますよ。

嬉野はですよ、恐らく、これは後で質問で聞くんですけど、何本ぐらいとまるのかなというのが質問になるんですけどもね、恐らく全部はとまらんとするわけですね。

だからですよ、そういうふうな観光面で考えてもね、今リレー方式のままのほうが私はやっぱり同じ嬉野と武雄が温泉地帯を抱えたなかのライバルと考えた場合、やっぱり優位に立つのがこのままりレー方式のままのほうがいいのではないかなというふうに思うわけですよ。

これも考え方だと思いますよね。

だからちょっとお尋ねになりますけども、最終的に嬉野温泉にとまる新幹線は何本ぐらいなるんですか、全体の。

お尋ねしたいと思います。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／議員御質問の駅への停車数についてでございますが、フリーゲージトレインの導入が断念されたのち、リレー方式での運航計画はまだ示されておきませんが、佐賀県に確認いたしましたところ、フリーゲージトレイン計画時に示されておきます運行計画通り、暫定開業時は 1 時間に 2 本の新幹線が走行し、武雄温泉駅は始発駅あるいは終着駅であることから、全ての列車が停車をしまして、嬉野にはその半数程度が停車すると想定されておきます。

正式な運航計画は開業時に J R が決定いたします。

議長／15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／2時間に1本が嬉野、武雄はとりあえずですよ。

1時間、ごめんなさい、1時間に2本のうちの1本が停まるんですね、嬉野にね。

わかりました。

武雄の場合ですよ、リレー方式のままだったら全部停まるということで、これが恐らく新幹線がフル規格になったらですよ、嬉野並みか、嬉野より佐世保との分岐点でもう少し有利かもわかりませんが、全部停まりません。

だからやっぱり温泉地帯と考えて、温泉振興、観光振興と考えた場合ですよ、やっぱり同じライバルと考えたときはですよ、やっぱりリレー式のままのほうが有利じゃないかなというふうには思います。

だからいずれにしても、嬉野の停まる回数が、全部が停まらない、1時間のうち2本のうちの1本しか停まらないということで、武雄はみんな停まりますからね。

このことをしっかりと訴えていって、武雄にも今は全部がフルじゃなくて、リレー方式のままのほうがいいという考え方もあるんだということもしっかりと述べていきたいと思います。

今後も述べていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長／以上で15番松尾初秋議員の質問を終了させていただきます。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れ様でした。